# 議案第51号

城陽市税条例の一部改正について

城陽市税条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年6月18日提出 (2025年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市税条例の一部を改正する条例

城陽市税条例(昭和39年城陽市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

見

行

(公示送達)

改

(公示送達)

第18条 法第20条の2の規定による公示送達 は、次の掲示場に<u>掲示して行う</u>ものとする。

城陽市寺田東ノ口16番地、17番地 城陽市役所掲示場

(納税証明事項)

第18条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「</u>施行規則」という。) 第1条の9第2号に<u>規定する</u>事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314 条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当 する場合には、同条第1項及び第3項から第1 1項までの規定により雑損控除額、医療費控除 額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金 控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額 、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額 、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別 控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額 が2,500万円以下である所得割の納税義務 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を次の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。

TF.

城陽市寺田東ノ口16番地、17番地 城陽市役所掲示場

(納税証明事項)

第18条の3 施行規則第1条の9第2号に<u>掲げる事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u>

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314 条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当 する場合には、<u>同項</u>及び<u>同条第3項</u>から第11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額 、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控 除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、 障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、 勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控 除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、 前年の合計所得金額が2,500万円以下であ 者については、同条第2項、第6項及び第11 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の 前年の所得について算定した総所得金額、退職 所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者 は、3月15日までに、市長が定める様式によ る申告書を市長に提出しなければならない。た だし、法第317条の6第1項又は第4項の規 定により給与支払報告書又は公的年金等支払報 告書を提出する義務がある者から1月1日現在 において給与又は公的年金等の支払を受けてい る者で前年中において給与所得以外の所得又は 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつ たもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有 しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条 の9の7に規定するものを除く。)、小規模企 業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震 保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控 除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金 額が900万円以下であるものに限る。)の法 第314条の2第1項第10号の2に規定する 自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得 金額が95万円以下であるものに限る。)で控 除対象配偶者に該当しないものに係るものを除 く。) 若しくは法第314条の2第4項に規定 する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損 控除額若しくは医療費控除額の控除、法第31 3条第8項に規定する純損失の金額の控除、同 条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金 額の控除若しくは第34条の7の規定により控 除すべき金額(以下この条において「寄附金税 額控除額」という。)の控除を受けようとする ものを除く。以下この条において「給与所得等 以外の所得を有しなかつた者」という。)及び 第24条第2項に規定する者(施行規則第2条 の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く 。)については、この限りでない。

る所得割の納税義務者については、同条第2項 、第6項及び第11項の規定により基礎控除額 をそれぞれその者の前年の所得について算定し た総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額 から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者 は、3月15日までに、市長が定める様式によ る申告書を市長に提出しなければならない。た だし、法第317条の6第1項又は第4項の規 定により給与支払報告書又は公的年金等支払報 告書を提出する義務がある者から1月1日現在 において給与又は公的年金等の支払を受けてい る者で前年中において給与所得以外の所得又は 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつ たもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有 しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条 の9の7に規定するものを除く。)、小規模企 業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震 保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控 除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金 額が900万円以下であるものに限る。)の法 第314条の2第1項第10号の2に規定する 自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得 金額が95万円以下であるものに限る。)で控 除対象配偶者に該当しないものに係るものを除 く。)、同条第4項に規定する扶養控除額若し くは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1 項第12号に規定する特定親族をいう。第36 条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3 第1項において同じ。前年の合計所得金額が8 5万円以下であるものに限る。) に係るものを 除く。) の控除又はこれらと併せて雑損控除額 若しくは医療費控除額の控除、法第313条第 8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控 除若しくは第34条の7の規定により控除すべ き金額(以下この条において「寄附金税額控除 額」という。)の控除を受けようとするものを 除く。以下この条において「給与所得等以外の

#### $2 \sim 9$ 略

第36条の3 第23条第1項第1号<u>の</u>者が、前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書(以下<u>本条</u>において「確定申告書」という。)を提出した場合には、<u>本節</u>の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書が、提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

# 2 · 3 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等 申告書)

- 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の 規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所 得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規 定する給与等の支払者(以下この条において「 給与支払者」という。)から毎年最初に給与の 支払を受ける日の前日までに、施行規則で定め るところにより、次に掲げる事項を記載した申 告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提 出しなければならない。
  - (1) (2) 略
  - (3) 扶養親族の氏名
  - (4) 略

#### $2\sim6$ 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養 親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払 所得を有しなかつた者」という。)及び第24 条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第 1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)に ついては、この限りでない。

#### $2 \sim 9$ 略

第36条の3 第23条第1項第1号<u>に掲げる</u>者が、前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書(以下<u>この条</u>において「確定申告書」という。)を提出した場合には、<u>この節</u>の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書が、提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

#### 2 · 3 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等 申告書)

- 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の 規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所 得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規 定する給与等の支払者(以下この条において「 給与支払者」という。)から毎年最初に給与の 支払を受ける日の前日までに、施行規則で定め るところにより、次に掲げる事項を記載した申 告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提 出しなければならない。
  - (1) (2) 略
  - (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
  - (4) 略

#### $2\sim6$ 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養 親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1 項の規定により同項に規定する申告書を提出し なければならない者又は法の施行地において同 項に規定する公的年金等(所得税法第203条 の7の規定の適用を受けるものを除く。以下こ の項において「公的年金等」という。)の支払

を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納 税義務者(合計所得金額が900万円以下であ るものに限る。) の自己と生計を一にする配偶 者(退職手当等(第53条の2に規定する退職 手当等に限る。以下この項において同じ。) に 係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 95万円以下であるものに限る。)をいう。第 2号において同じ。) 又は扶養親族(年齢16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職 手当等に係る所得を有するものに限る。)を有 する者(以下この条において「公的年金等受給 者」という。)で市内に住所を有するものは、 当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第 203条の6第1項に規定する公的年金等の支 払者(以下この条において「公的年金等支払者 」という。)から毎年最初に公的年金等の支払 を受ける日の前日までに、施行規則で定めると ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書 を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に 提出しなければならない。

- (1) (2) 略
- (3) 扶養親族の氏名
- (4) 略
- 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することが

を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納 税義務者(合計所得金額が900万円以下であ るものに限る。) の自己と生計を一にする配偶 者(退職手当等(第53条の2に規定する退職 手当等に限る。以下この項において同じ。) に 係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 95万円以下であるものに限る。)をいう。第 2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職 手当等に係る所得を有するものに限る。) 若し くは特定親族(退職手当等に係る所得を有する 者であつて、合計所得金額が85万円以下であ るものに限る。) を有する者(以下この条にお いて「公的年金等受給者」という。) で市内に 住所を有するものは、当該申告書の提出の際に 経由すべき所得税法第203条の6第1項に規 定する公的年金等の支払者(以下この条におい て「公的年金等支払者」という。) から毎年最 初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに 、施行規則で定めるところにより、次に掲げる 事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払 者を経由して、市長に提出しなければならない

- (1) (2) 略
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) 略
- 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は<u>同条第1項</u>の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は<u>同条第1項</u>の規定による申告書を提出することができる。

できる。 3~5 略 附 則

 $3\sim5$  略

附則

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

- 第16条の2の2 今和8年(2026年)4月 1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同 条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこで、第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(同号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする
  - (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に掲 <u>げる葉たばこをいう。</u>)を原料の全部又は一 部としたものを紙その他これに類する材料の もので巻いた加熱式たばこ (当該葉たばこを 原料の全部又は一部としたものを施行規則附 則第8条の4の2に規定するところにより直 接加熱することによって喫煙の用に供される ものに限る。) 当該加熱式たばこの重量( フィルターその他の施行規則附則第8条の4 の3に規定するものに係る部分の重量を除く 。以下この項から第3項までにおいて同じ。 ) の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たば この1本当たりの重量が0.35グラム未満 である場合にあつては、当該加熱式たばこの 1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方 法
  - (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当 該加熱式たばこの重量の 0. 2 グラムをもつ て紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし 、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たり

- の重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同 項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以 外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する 場合における計算は、売渡し等が行われた加熱 式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該 加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重 量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その 合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法に より行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品 目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満 の端数がある場合には、その端数を切り捨てる ものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93 条の2の規定により製造たばことみなされるも のに限る。)のうち、次に掲げるものについて は、同号ただし書の規定は、適用しない。
  - (1) <u>第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せ</u> て喫煙の用に供されるもの
  - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第9 3条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3 の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年(2026年)1月1日
  - (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年(2026年) 4月1日
  - (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日 (公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の城陽市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度(2026年度) 以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度(2025年度)分までの個人の市民税に ついては、なお従前の例による。
- 2 令和8年度(2026年度)分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の城陽市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の目前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年(2026年)4月1日から同年9月30日までの間に、城陽市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
  - (1) 城陽市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第 1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造た ばこの本数
  - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

## 提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)等の一部が改正されたことに 伴い、個人の市民税について特定親族特別控除を行う等の必要が生じた ため、城陽市税条例(昭和39年城陽市条例第25号)について、所要 の改正を行いたいので、同法第3条第1項の規定に基づいて、本案を提 案するものである。

# 参照条文

地方税法(抜粋)

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 略

### 参考資料

城陽市税条例の一部を改正する条例要綱

### 1 改正の概要

- (1) 地方税法等の一部改正に伴い、市役所の掲示場に掲示していた公 示送達についてインターネットを利用する方法により閲覧すること ができる状態に置く措置等を追加する(市税条例第18条関係)。
- (2) 地方税法の一部改正に伴い、大学生年代の子等(19歳以上23歳未満)に関する個人の市民税の特別控除が創設されたため、令和8年度分以降の個人の市民税について、特定親族特別控除を新たに設け、所得控除を行うための規定の整備を行う(市税条例第34条の2及び第36条の2から第36条の3の3関係)。
- (3) 地方税法の一部改正に伴い、加熱式たばこの課税方式について、 課税の適正化を図るため、課税標準を令和8年4月1日以降段階的 に、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算する方法から、 重量のみに応じて換算する方法に見直す(市税条例附則第16条の 2の2関係)。